

議案説明資料

条例改正概要・新旧対照表 ほか

議案第 1 号

平成 30 年度 富士見町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
（議案集：補正予算 歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください）

議案第 2 号 …… P1 ～ P3

富士見町総合開発審議委員会条例の一部を改正する条例
（改正概要・新旧対照表）

議案第 3 号 …… P4 ～ P6

富士見町奨学金条例の一部を改正する条例
（改正概要・新旧対照表）

議案第 4 号

財産の取得について
（議案集：別記をご覧ください）

議案第 5 号

損害賠償の和解と賠償額の決定について
（議案集：別紙をご覧ください）

議案第 6 号 ～ 議案第 9 号

平成 30 年度 各会計補正予算について
（議案集：各補正予算 歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください）

議案第 10 号 ～ 議案第 16 号

平成 29 年度 各会計歳入歳出決算について
（各会計 歳入歳出決算書をご覧ください）

富士見町総合開発審議委員会条例の一部を改正する条例の概要

平成30年9月 総務課

1. 改正の趣旨

本年度策定を進めている第5次総合計画（後期）及び第2次国土利用計画など町の総合計画の策定等に必要な審議を行うための条例とするため、条例の一部を改正するもの。

2. 改正の内容

(1) 題名の改正

「富士見町長期総合計画審議委員会条例」とする。

【理由】

本条例での審議内容に直結した題名とし、条例を分かり易く表現するため。

(2) 第2条（任務）の規定で審議内容の実態に即し明確にする。

【主な改正内容】

①第3号関係

- ・「新産業都市計画推進」については、根拠法令となる「新産業都市建設促進法（昭和37年法律第117号）」が平成13年法律第14号で廃止され、本条例で審議を要する必要性がないことから削除する。
- ・長期計画の一つに「国土利用計画法（昭和49年法律第92号）」第8条第1項の規定に基づく市町村計画が位置づけられるため、本条例の任務の一つに「富士見町国土利用計画」を加える。

②第4、5号関係

- ・工場誘致、観光開発については、他条例（富士見町環境保全条例、富士見町商工業振興審議会条例）で審議されるため、任務項目から削除する。

③第6号関係

- ・「その他町長が必要と認める事項」とし、基本構想等と同等な方針を審議する際に本規定を適用する。

3. 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

富士見町総合開発審議委員会条例(昭和42年富士見町条例第27号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;"><u>富士見町総合開発審議委員会条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 富士見町の長期総合計画を審議推進し、住民福祉の向上と町政の進展を図るため富士見町総合開発____審議委員会を設置する。</p> <p>（任務）</p> <p>第2条 この委員会は前条の目的を達成するため次の事項について、町長の諮問に応じ、必要な調査、審議を行うとともに、その推進をはかるものとする。</p> <p>(1) 町の<u>長期総合計画</u>に関する事項</p> <p>(2) 広域行政に関する事項</p> <p>(3) <u>新産業都市計画推進</u> _____に関する事項</p> <p>(4) <u>工場誘致</u>に関する事項</p> <p>(5) <u>観光開発</u>に関する事項</p> <p>(6) その他<u>総合開発</u>に関する一切の事項</p> <p>（部会）</p> <p>第4条 この委員会に必要な応じ次の部会をおき専門事項を担当させることができる。</p> <p>(1) <u>工場誘致部会</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>富士見町長期総合計画審議委員会条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 富士見町の長期総合計画を審議推進し、住民福祉の向上と町政の進展を図るため富士見町<u>長期総合計画</u>審議委員会を設置する。</p> <p>（任務）</p> <p>第2条 この委員会は前条の目的を達成するため次の事項について、町長の諮問に応じ、必要な調査、審議を行うとともに、その推進をはかるものとする。</p> <p>(1) 町の____総合計画に関する事項</p> <p>(2) 広域行政に関する事項</p> <p>(3) <u>国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第8条第1項の規定に基づく富士見町の区域における国土の利用計画</u>に関する事項</p> <p>(4) その他<u>町長が必要と認める</u> _____ 事項</p>

(2) 観光開発部会

2 各部会の委員は町長が必要に応じて委嘱する。

3 各部会に必要なに応じて小委員をおくことができる。

(任期)

第5条 (略)

(正副委員長部会長)

第6条 (略)

(会議)

第7条 (略)

(事務局)

第8条 (略)

(任期)

第4条 (略)

(正副委員長部会長)

第5条 (略)

(会議)

第6条 (略)

(事務局)

第7条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

富士見町奨学金条例の一部を改正する条例の概要

平成30年9月 子ども課

1. 制度の概要

町奨学金基金を充てて、経済的理由により高等学校の修学が困難な者に対し奨学金を支給している。(給付型)

国が実施している高等学校等就学支援金制度を活用し授業料の支援を受けている場合であっても、子をもつ家庭への経済的支援のため、町奨学金を支給している。

①支給金額：月額 9,000 円以内 (平成23年度から6,000円/月)

②支給方法：運用により6か月分を7月、11月に各個人の口座に振込支給している。

2. 改正の概要

生徒の能力・適性・興味・関心に応じた多様な教育環境での修学実態を勘案し、一部表現を改正する。

富士見町奨学金条例(昭和56年富士見町条例第1号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>能力があるにもかかわらず</u>、経済的理由によつて高等学校の修学が困難な者に対し奨学金を支給することを目的とする。</p> <p>(奨学生の資格)</p> <p>第3条 奨学金の支給を受けることができる者(以下「奨学生」という。)は、次の各号に該当する者でなければならない。</p> <p>(1) <u>本町に居住する者の子弟であること</u>_____。</p> <p>(2) <u>成績優秀、品行方正、身体強健、志操堅固であること</u>。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(支給期間)</p> <p>第5条 奨学金を支給する期間は、<u>その学校における成規の修業期間内とする</u>_____。</p> <p>(審議委員会)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 委員の内、その職によつて委嘱された委員にあつては、その職に異動が生じた時は第3項の規定にかかわらず<u>退職</u>したものとみなす。</p> <p>(奨学金の支給停止及び廃止)</p> <p>第9条 <u>奨学生が次の各号の1に該当したときは</u>、奨学金の支給を停止し、</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>向学心を有しながら</u>_____、経済的理由によつて高等学校の修学が困難な者に対し奨学金を支給することを目的とする。</p> <p>(奨学生の資格)</p> <p>第3条 奨学金の支給を受けることができる者(以下「奨学生」という。)は、次の各号に該当する者でなければならない。</p> <p>(1) <u>奨学生の保護者が本町に居住していること</u>。</p> <p>(2) <u>勉学に意欲があり、品行方正であること</u>_____。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(支給期間)</p> <p>第5条 奨学金を支給する期間は、<u>正規の修業年限とし、修業年限において修了できる見込みのある者とする</u>。</p> <p>(審議委員会)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 委員の内、その職によつて委嘱された委員にあつては、その職に異動が生じた時は第3項の規定にかかわらず<u>退任</u>したものとみなす。</p> <p>(奨学金の支給停止及び取消し)</p> <p>第9条 <u>奨学生が次の各号に</u>_____該当したときは、奨学金の支給を停止し、</p>

又は廃止することがある。

(1)～(4) (略)

又は取り消すことがある。

(1)～(4) (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成30年度において既に奨学金の支給決定を受けている場合は、条例第9条各号の規定に基づいて奨学金の支給停止及び取消し又は支給額の変更決定がある場合を除き、既に決定された奨学金を受給することができる。